

戦後新潟県における勤労青年教育

教育の機会均等と社会教育との関わり

Education for Working Youths in Niigata Prefecture after the World War II Relationship between Equality of Educational Opportunity and Social Education

佐野 浩
Hiroshi SANNO

1 はじめに

青年学校は、「小学校卒業後直ニ社会ノ實務ニ従事スル男女大衆青年ニ對シテ普ク教育ノ機會ヲ與フルト共ニ青年教育上最モ重要ナル時期ニ於テ其ノ教養ニ間隙ナカラシメンコトヲ期ス」ことを目的とした、戦前期における勤労青年の主たる教育機関であった。昭和17年(1942年)の文部省の調査によれば、中等以上の学校を卒業する者は全青年の14.3%に過ぎず、「将来は中學卒業同等の特典¹⁾」を与えることも視野に発足した青年学校は、普通科2年、本科5年の教育を行い、全青年の85.7%、300万人が学ぶ、勤労青年にとっての中等教育に準ずる教育として整備・拡充が進められていた。

戦後、青年学校廃止の方針が決まると、「働く青年に勉学の機会を与えよ」との県内15万学徒の声は、「速やかに定時制又は夜間制の高校を完備して欲しい」との強い要望でまとまり、戦後の新潟県の勤労青年教育は、高校の定時制課程の整備を中心に行われることになった。しかし、高校の定時制課程は青年学校と違って義務制とはならず、山間僻村の多い新潟県においては、仕事をしながらの通学は困難であり、退学率は極めて高かった。労働力としても期待された本県の農村青年達は、定時制課程ですら進学を諦めざるを得ないのが当時の実状であり、教育の機会均等実現を高校の定時制課程の充実によって進めれば進めるほど、青年学級のような学校外の教育、すなわち、社会教育の必要性が増すという結果を招いたのである。

本稿では、戦後の青年学級の取り組みに着目し、新潟県における勤労青年教育が、戦前期の青年学校時代からどのように変化したのかを概観し、戦前・戦後の社会と教育との間に横たわる断絶と継承の様相、現代の青年教育に内在する諸問題の起点を考察する。

2 戦前・戦後の勤労青年教育

2.1 戦前期の教育制度改革と勤労青年教育

青年学校は、時代に即応した青年教育の進展を期し、従来の実業補習学校の教育と青年訓練所の教育の特質を採り入れ、昭和10年(1935年)に新たに発足した教育機関である。実業補習学校は公民

教育と職業教育を二大眼目とし、青年訓練所は心身の鍛練を主眼としていた。青年学校は両者の特質を併せ、青年男女に対して一般陶冶・職業陶冶を施し、国民としての資質を向上することを目指していた。青年学校は、健全なる国民、善良なる公民の育成を目的に、公民教育、職業教育、心身の鍛練を眼目とする徹底した教授及訓練を行い、昭和14年(1939年)には男子の就学が義務化され、昭和21年(1946年)からは女子についても義務化の計画であった。青年学校は社会教育に位置付けられており、学習の機会に乏しい山間僻村や農漁村の青年男女に教育の機会を保証するとともに、青年の教育を通じて地域の民風を作興し、経済・生活の改善を進め、農山漁村の更生を意図する全村学校運動の中核機関とされていた。

折しも、日本が大陸進出を進め、戦時下となった昭和12年(1937年)以降は、国家総動員体制の下、人的資源の計画養成が急速に進められ、勤労青年を含む青年に対する教育の抜本的な改革が求められていた。敗戦直前の昭和19年(1944年)には、男子の中等学校就学率は40%、女子は30%を越えるが、第二次大戦前夜の日本は、大戦景気に沸いた大正時代に次ぐ教育の拡張期を迎え、中等教育はもはや選ばれた一部の者の教育ではなくなっていたのである。しかし、昭和12年(1937年)12月に設置された教育審議会が実質的な審議を始める以前に、青年学校の義務化は閣議決定されてしまっており、青年教育の系統が中等教育制度と並立することは、最初から既定路線とされていたのである。

昭和16年(1941年)3月1日には「国民学校令」が出され、小学校を国民学校と改め、初等科6年に次ぐ高等科2年を併せた8年間を義務教育とし、国民学校令施行規則の附則によって、昭和19年(1944年)から高等科の義務化が実施されることになっていた。しかし、国民学校高等科はあくまでも「初等教育の完成」であり、「青年教育の出発点」たる中等教育との位置付けではなかったのである。

海後宗臣は、こうした情勢に鑑み、昭和16年(1941年)11月に発表した論文「中等学校制度改革への待望」の中で、次のように述べていた。すなわち、六割から八割に至るまでの青年層を正系の学校から除外するのみならず、これを大衆層、被指導者層として性格づけ、中堅国民たるの幹材はかくの如き大衆機関には存在しないかの如くに取り扱い、殊更に中等学校の障壁を高くするという方法は、全般の趨勢に合致していないとして、「全青年を対象とした中等教育方策が現に待望されてるのであって、それを離れた提案は生命を失っているのではないか」²⁾と指摘したのである。

昭和18年(1943年)1月に公布された「中等学校令」によって、中学校、高等女学校、実業学校は「中等学校」に統合されたが、青年学校は依然として社会教育に位置付けられたままであり、社会の大多数を占める勤労青年に対する教育を中等教育制度の中にどう位置付けるかの議論は先送りされたまま、日本は戦後を迎えたのである。

2.2 青年学校の廃止と勤労青年の機会均等運動

青年学校関係者による勤労青年教育の機会均等要求は戦前期から繰り返され、その動きは戦火が苛烈になるにつれて益々鋭さを増していった。昭和18年(1943年)12月に東京で開かれた全国青年学校研究大会において建議された「青年学校制度の改善案」は、国民の教育は、「國民學校六ヶ年(満六歳-十二歳)青年學校七ヶ年(満十二歳-十九歳)とし之を國民教育の正系となす。」、「青年

學校を中等科四ヶ年高等科三ヶ年とし、中等科に於いては青年前期の教育、高等科に於いては青年後期の教育を施し、心身の發達過程に應じ適切なる指導訓練をなすものとす。」とし、勤勞青少年を根幹対象とする教育体系制度の革新を求めていた。³⁾

表1に示すように、農業県である本県では中等學校に進学する者はわずかで、昭和18年(1943年)に国民學校初等科の6年間を卒業した生徒の過半数は青年學校に進学していた。この内、国民學校高等科第二学年修了者の90%余が高等科卒業後は青年學校に進んでおり、15才以降の若者の80%以上が青年學校で学んでいたのである。表2に示した同年の全国の學校種別在籍者数の状況と比べると、本県は国民學校高等科と青年學校に在籍する者の割合が際立っている。

勤勞青年男女にとっての中等學校とも言える役割を果たしていた青年學校の廃止は重大事件であり、昭和22年(1947年)3月を以て青年學校制度が廃止されるとの報を受け、昭和21年(1946年)11

表1 學校種別在籍者数(昭和18年・1943年、新潟県)⁴⁾

校種	国民學校	中等學校			青年學校		各種學校 裁縫など
	高等科	中學校	女學校	実業學校	普通科	本科	
在籍数	75,659	12,428	3,250	13,767	7,184	103,874	883
小計	75,659	29,445			111,058		883
割合	34.9	13.6			51.2		0.4

月には青年學校生徒の代表討論会が開かれ、12月には勤勞学徒連盟が結成された。「青年學校廃止後の勤勞学徒の教養の場をどこに求めるべきか」について、勤勞学徒連盟では

表2 學校種別在籍者数(昭和18年・1943年、全国)⁵⁾

校種	国民學校	中等學校			青年學校		各種學校 裁縫など
	高等科	中學校	女學校	実業學校	普通科	本科	
在籍数	2,150,965	607,114	756,955	794,217	121,773	2,570,721	182,791
小計	2,150,965	2,158,286			2,692,494		182,791
割合	29.9	30.0			37.5		2.5

「速やかに定時制又は夜間制の高等学校を完備して欲しい」との強い意見でまとめ、新制高校定時制課程の設置を目標に掲げ、県知事や当局に対し積極的に陳情が行われた⁶⁾。

戦後の青年學校関係者による中等教育段階の機会均等を求める運動は、戦前期からの學校種間の社会的不公平是正運動、教育改革運動の延長線上にあるものと考えられる。戦後教育改革の中で、青年學校関係者の運動は、勤勞青年に対する中等教育保証要求運動に発展し、6・3・3制に結実したと言えるが、運動をリードした青年學校長が前期中等教育である新制中學校長に転身すると活動は勢いを失い、一部の例外を除いて後期中等教育の機会均等運動は起こらなかった⁷⁾。

戦後の教育は、義務教育の延長と新制中學校の発足に注力し、青年や勤勞青年の教育である後期中等教育の在り方を明確にしないまま走り始めたのである。その意味では、新しい教育は6・3・3制ではなく、63・3制⁸⁾と言うのが実態であり、新制中學校を卒えた勤勞青年達に、後期中等教育の機会をどう与えるかは大きな課題であったのである。

2.3 定時制課程の発足と分校の開設

昭和23年(1948年)4月、新制高校は旧制の中學校をそのまま移行させる形で発足した。国家並びに地方財政の逼迫した実情に鑑み義務化を見送られた高校の教育は、文部省によって、努めて地方の経費増加を来さないよう暫定設置基準が定められ、国力の回復に應じて措置することを基本とした。この措置に加え、戦災を受けたものもあるとは言え、戦前期から存在していた旧制中等

諸学校という基礎となる母体を持っていたこともあって、戦後全く新たに創設された新制中学校が校舎や人員の確保等を巡って極度の混乱を来したのに対し、新制高校の設置は比較的円滑に進んだ。

学校教育法第44条には「高等学校には、通常の課程の他、夜間において授業を行う課程又は特別の時期及び時間において授業を行う課程を置くことができる」とあり、教育の機会均等の精神に則り、中学校を卒業後に全日制の高校に進めない青年に対して、高等学校の教育を受ける機会を与えるために定時制課程が設けられた。戦後の学制改革によって、新しく高校の通学区域制も設けられ、就学の機会が交通の便によって左右されないよう配慮された。定時制課程設置に対する文部省の国庫補助は、1郡市当たり本校1校、分校1.5校であり、本県においては本校20校、分校30校、計50校に相当する設置基準であった。県としては文部省案の2倍に当たる本校40校、分校70校の定時制課程設置案をまとめたが、本校54校、分校131校、計185校の設置を求める勤労学徒連盟の要求とは大きく乖離があった。県議会では、山間僻地の多い本県勤労青年の通学の困難に配慮し、分校数を県案の2倍の140校にすることを決定し、最終的に本県の高等学校定時制課程設置計画は、勤労学徒連盟案の185校に近い、180校となったのである。

昭和23年(1948年)の新制高校発足当初、本県では全日制高校に併設された定時制中心校38校、小・中学校に併設された定時制分校74校、独立の定時制2校の合計114校の設置を見た。これは、昭和20年(1945年)4月の本県青年学校の設置状況、すなわち本校539校、分校35校の合計574校、学級数3,771学級、教員・指導員9,941名から、大幅に後退しての出発であった。新たに勤労青年の主たる教育機関となった高校定時制課程は、新制中学校と同様に全く新しい概念の学校であり、山間僻村と離島を抱え、交通機関の未発達な本県では、地元町村が校費を負担して設置する事例が多かった。分校設置は、設置主体である町村に校地・校舎や教員の確保、設立に伴う財政負担も強いもので、地域の理解と協力が不可欠であった。整地作業や労力奉仕による資金集めに奔走する青年団の熱意にほだされ、村人達が資材と資金を持ち寄り、村の青年子弟のために定時制分校を作り上げるその姿は、青年学校やその前身である実業補習学校創設時の状況と重なるものであった。

新制高校の定時制課程分校は、村の将来を担う勤労青年子弟に対する教育として位置付けられ、地元の理解に基づき、明治以来の郷村教育さながらに、地域を挙げて整備が進められたのである。

3. 新潟県における社会教育のはじまり

3.1 青年学級の発足と公民館の関わり

青年学級は、戦後の虚脱状態から復興へと至る混乱した社会状況の中で、農山村の勤労青年達によって自然発生的に生まれ、各地に広がった自主的な学習活動である。秋田、山形、福島、長野、静岡などでは、昭和22年(1947年)の末頃にはこうした学習活動の組織が作られ、特に山形県では、この青年達の自己研修活動に県当局が関心を持ち、いち早く育成の方針をとったのである。

全日制と定時制を合わせた高校進学率は、昭和29年(1954年)に全国平均で50.9%となり、初めて半数を超えたが、高校の定時制課程に進むものは全体の10%余りであり、中学校卒業生の半数が実社会に出て、何の教育も受けられないのが実態であった。表3に示した通り、新制高校定時制課

程が完成年度を迎えた昭和26年(1951年)の本県の高校進学率は、全日制と定時制を合わせてようやく40%を超えた程度であり、中学校を卒えた生徒の3分の2が直ちに社会に出る状況であった。こうした勤労青年達に対する教育を、高校の定時制課程のみで賄うことは困難であった。

新制高校定時制課程の教育内容も、青年達の教育的要求に十分に応えるものではなく、せつかく

表3 中学校卒業後の動向(新潟県)⁹⁾

年 度	中学校 卒業生	高校進学者		就職・ その他
		全日制	定時制	
昭和25年	52,283	12,966 (24.8%)	6,326 (12.1%)	32,991
昭和26年	59,489	15,408 (25.9%)	8,447 (14.2%)	35,634
昭和27年	56,079	15,702 (28.0%)	7,963 (14.2%)	32,414
昭和28年	59,111	16,433 (27.8%)	8,335 (14.1%)	34,343
昭和29年	50,270	15,955 (31.8%)	6,732 (13.4%)	27,583
昭和30年	52,764	16,410 (31.1%)	6,701 (12.7%)	29,653

入学してきても途中で脱落する者が多く、こうした勤労青年に対する教育の空白を埋めるべく、かつての青年夜学会を思わせる勤労青年たちの自主的な学習活動の増加に拍車がかかっていった。それはやがて、青年学級と呼ばれるようになり、読書会や講演会・討論会といった素朴な

教養講座に農業技術や公民教育、レクリエーションも加えて、地域に根を下ろしていった。

このような青年を対象とした社会教育を青年学級と呼ぶようになったのは、戦前から続いている母親学級の命名に倣ったものである。この教育に学校という名称を用いるとしたら、青年の自発的な研修活動として生まれ広がった活動を法的な枠組みに位置付ける必要がある。だが、青年達の望むものはあまりにも多様で新鮮であり、到底従来の学校の範疇に収まるものではなかったのである。

後に定期講座の形で青年学級を実施することになる公民館は、戦後日本の立て直しのために公民教育の画期的振興をねらって設置された。敗戦から間もない昭和20年(1945年)9月15日に文部省から出された「新日本建設ノ教育方針」には、「國民道義ノ昂揚ト國民教養ノ向上ハ新日本建設ノ根底ヲナスモノデアルノデ成人教育、勤労者教育、家庭教育、図書館、博物館等社会教育ノ全般ニ亘リ之ガ振作ヲ図ルト共ニ美術、音楽、映画、演劇、出版等國民文化ノ興隆ニ付具体案ヲ計画中デアル」として社会教育の振興を打ち出していた。昭和21年(1946年)7月5日には、発社122号文部次官通牒「公民館の設置運営について」が出され公民館の設置が奨励された。厳しい財政事情の下、国庫補助は削減され、その建設運営は地方自治体の自助努力を頼むばかりであったが、定時制課程の分校と同様、民生復興の象徴として公民館建設運動は各地に広がっていった。

公民館は地域社会における文化機能を総合し、有機的な活動を行うところであって、学校教育と並んで「全国各市町村における総合的公民学校¹⁰⁾」との位置付けであった。「公民館の設置運営について」には、その推進に当たっては「青年学校の運営と併行」して行うことが指示されており、公民館は当初から、勤労青年に対する教育を意図して設置が構想されていたことが窺える。

次節では、勤労青年達の自発的な学習活動である青年学級と公民館との関わりについて、本県の代表的な事例を通して考察する。

3.2 十日町青年学級

昭和21年(1946年)10月11日、本県でも、各市町村に対し県教育民生部長名で、県報社教第192号「公民館の設置運営について」が通達された。

公民館の設置はどの市町村も手探りの状態から始まったが、県内で最も進んだ取り組みを見せたのは、雪深い山に囲まれた十日町の地であった。職員も予算も名ばかりで「看板公民館」と呼ばれるところが多かった中であって、十日町では中山竜次町長の指導の下、館長に元十日町新聞社長山内正豊を起用し、新聞人らしい進んだ感覚で特色ある事業を展開した。十日町公民館は昭和22年(1947年)10月に、水月寺の間借りから出発したもので、寺と同居した公民館は県内でも唯一であり、水月庵公民館とも呼ばれていた。

十日町青年学級は、昭和23年(1948年)4月に青年学校が廃止となった際に、「(6月に)定時制高校が開校するまで、入学準備の補習教育をやってもらいたい」という青年有志の声に応じて、公民館が臨時の講座として開講したのが始まりである。定時制高校が開校しても諸般の事情から入学の叶わない青年の多くが講座の継続を町当局に陳情し、内容を再編成して二年制の青年講座として発足したのである。高校に代わる教育としての学習内容は、間もなく、働く青年達、社会人一年生の若者らのための、社会を知り、人間を作る教養面や職場の仕事に関わる研修などを主体とするようになり、自分達の手で学習を進めていく青年学級に脱皮していった。¹¹⁾

毎週月曜、水曜、金曜の夜7時から9時に実施された講座は、高校の通常の課程に準じた教育課程編成となっており、自治会も組織されて課外講義や選択科目、レクリエーションなどの計画・運営を行っていた。この青年講座の学習や織物、郷土史、農業研究等のクラブ活動には、指導的な立場から青年団の役員も加わり、受講生と一緒に学んでいた。同世代の若い講師と生徒達は、いつも車座になったり、一つ火鉢を囲んで一緒に議論し合ったりで、先生と生徒の区別がない。昔の教育を受けた者からは一風変わって見えるこの学習方法こそが、実は青年達の自発的学習会たる青年学級の本質であり、会社や業種を越えた学級生同士の連帯や、駅や公園清掃などの社会奉仕、祭りや行事への協力など、学級生達は十日町の織物業界と地域を支える核となっていた。

十日町青年学級は、地域の学校とされた新制高校以上に地方の実情に応じた教育、学校教育と社会教育とが統合された教育であり、新潟県における新しい勤労青年教育の方向性を示すものであった。

3.3 南蒲原郡葛巻村青年学園

新潟県の中央に位置する南蒲原郡葛巻村は、人口約3,700人の小村ながら、葡萄などの果樹栽培の盛んなところとして知られている。「この村の葛巻中学校に併設されている葛巻村青年学園は、勉学の意欲を持ちながらも進学できない中学校卒業生二十数名の自発的な意志によって、昭和27年(1952年)に、在村青年の修養道場として開設されたものである。毎週金曜日の午後、ここに通ってくる青年は全員自転車に乗って登校し、二時間ほどの一般理論学習を済ませると、講師である農業改良普及員とともに村内の農家を訪問し、苗代田の研究、果樹の剪定整枝・養豚の研究、台所の改善、花卉栽培研究など、ノートを抱えて真剣に学習活動を進めている。¹²⁾」

昭和29年(1954年)に、葛巻村が編入された見附町は、典型的な越後新潟の農村地帯であり、戦前期から青年団活動が盛んで、大正期の初め頃から謄写版刷りの青年団機関誌や文芸倶楽部の会報が発行されていた。戦後、敗戦の現実を直視せざるを得なかった見附の青年達は、一斉に各種の団体

を結成したが、その一つに見附青年連盟があった。昭和 21 年(1946年)5月に結成された見附青年連盟は、見附の文化活動の核として幅広く活動することを目的とし、総務部、文化部、体育部、錬成部、女子部を組織し、青年学校に事務局を置いていた。町民図書館の復興、町民運動会や文化祭の復活、憲法公布記念展覧会など、町の文化の復興と再生に取り組み、錬成部では自主的に英語、数学、物理などの夜学も開講していた。

青年連盟機関誌「むつみ」には、次のような所感が寄せられている。「絶対の真理の探究により二度と誤りなき行動をとる為の夜の時間の長きを惜しむなと諸君は云ふだろう。そしてそれは確かだ。併し俺の現在の気持ちはもはや長き夜に耐へられんのだ。奈落の未知になっても一足でも明るさを求めて突進したいのだ。」¹³⁾ (『むつみ』第1巻第3号、昭和22年)

昭和 27 年(1952年)3月に葛巻村立葛巻中学校を卒業と同時に、葛巻村青年学園を設立した小倉智さんもそうした情熱と行動力を持った新青年の一人で、当時のことを次のように語っている。「83人の卒業生のうち新制高校に進んだのは、定時制を含めて20人くらいだった。自分は勉強したいが高校に通えない人を集め、定時制高校と同じか、それ以上の勉強をしようじゃないか、ということで、高校の教科書を取り寄せて始めた。」「青年学級で勉強しても資格も何ももらえなかったが、そんなこと考えたこともなかった。ただ勉強がしたかった。学校に出入りすると後輩に会うし、地域の人の目にも触れるが、朝から晩まで勉強していて家を手伝わない高校生の方が引け目を感じているようだった。」

その後、実地指導を重視する青年学園は、爾後の発展を期し公民館に移管されることになり、村の総合的教育計画の一環として位置付けられていった。定時制高校の分校さえ持たない葛巻村にあって、家庭の事情から高校進学のできない中学生が自発的に作った青年学園(青年学級)を、中学校が応援し、公民館が支え、大切な教育機関として村が育てようとしたのである。小倉智さんは、その後、農業の傍ら社会教育の道に進まれ、葛巻公民館館長として3期目を迎えている。

3.4 神納第二青年学級

新潟県北部に位置する岩船郡神林村は、昭和 30 年(1955年)に、神納村、西神納村、平林村の合併により発足した。神林村教育委員会内に公民館本館を置き、旧村ごとに神納支館、西神納支館、平林支館を置いている。毎週、主事会議を持って相互の連絡を密にし、特色ある事業を進めている。

旧神納村役場に置かれた神納支館は、独立専用の施設を生かして普通教室と和洋裁の専用教室、職業実習用の施設を完備している。神納支館が開設する神納第二青年学級は、実習用の田畑、果樹園、機械類を持ち、村費の外、神納農協からの補助も得て、中卒在村者を一ヶ年全日的に入学させ、地域の課題解決の方途と農業技術を授けている。女子には洋裁学級も開かれ、受講者は130名にも及ぶ。ミシンの音で話し声さえ聞こえない盛況ぶりである¹⁴⁾。

旧神納村では、戦後の虚脱状態を克服するため社会教育の振興を図ることを計画し、昭和 23 年(1948年)、村長を会長に挙村一致の態勢で神納村社会教育会を結成した。神納小学校体育館に進駐軍新潟民生部長ライト中尉を招聘して開いた最初の研修会は、超満員の村人で溢れ、民主的社会的

育成について質問も活発で盛会であった。その後は、農作業の手の空く夜間を利用して、集落ごとにアメリカから配布されたナトコ映写機を担いで巡回映画会や座談会を開催し好評を得た。昭和25年(1950年)から、公民館となり、神納村解村まで小学校の施設や農協の二階を借りて、青年学級洋裁学級、稲作り野菜作りの講習会、スクエアダンスの普及、陸上競技、相撲、野球などのスポーツ振興にも努めていた。館(やかた)こそ持たないものの、民主的社会作りの拠点として取り組んだ経験が、三村合併によって舞い込んだ旧庁舎の公民館支館転用で一気に花開いたのである。

西神納支館と平林支館も館を持たず、小学校内に事務所を置き、施設・設備を学校に頼っていたが、学校職員1名を公民館書記に充てたり、公民館主事を学校の宿直当番に入れたり、相互に協力し合う体制が自然に整っていった。神林村の社会教育は支館を中心に行い、各地区の自主性を高める一方、全村共通の行事等については新しい考えに立って協力するところが持ち味であった。市町村合併によってせっかく立派な施設を作っても、公民館の事業そのものが地域から離れてしまうところが多かったのは対照的に、地域に根ざした見事な運営であった。

神林村公民館は、神納第二青年学級をはじめとした特色のある講座を展開し、高校の定時制課程以上に、地域の学校・地域の教育機関としての役割を果たしていたのである。

4. 本県勤労青年教育の特色

4.1 公民館・高校定時制課程との関わり

表4は、青年学級実施機関の割合を示している。本県の青年学級の88%が公民館によって実施されており、その割合の高さは際だっている。本県では青年学級に対する県費補助は、全て公民館の事業費から支出されており、公民館を設置する市町村独自の経費負担が多いのも特徴と言える。

朝鮮戦争の特需から一転、不況に転じた昭和28年度(1953年)の、中学校卒業生は50,270名であったが、就職した34,315名中、高校の定時制課程と青年学級に進んだ11,063名を除けば、全体の約半

表4 青年学級の実施機関¹⁵⁾

	全 国		新潟県	
	学級数	割合	学級数	割合
公民館	4,311	47%	334	88%
学 校	755	8%	9	2%
教育委員会	3,683	40%	31	8%
その他	318	5%	7	2%
計	9,067	100%	381	100%

数に当たる23,252名が学校を卒業後、全く教育の恩恵を受けていなかった。こうした勤労青年達にどうやって教育の機会を与えるかは、県にとって大きな課題であった。

昭和28年度の高校定時制課程の設置数は、134校であり、そのうち分校は80校、分室は1校となっている。公共交通機関の未整備な本県において、勤労青年が職場から駆けつけられるよう分校を多く配置したとは言え、その数はまだまだ不足であった。この80校の分校のうち曲がりなりにも独立の校舎を有しているのは27校に過ぎず、中学校に併置されているもの42校、小学校に併置されているものが11校である。理科室や家庭科室などの特別教室や、図書室、生徒会室などの専用教室を有する分校はほとんどなく、施設・設備の不足は深刻であった。

分校に通う生徒は、分校の授業だけでは卒業に必要な単位を充足できないため、本校でのスクー

リングに出席する必要がある。各分校は、農繁期や冬季・夜間を避け、各学校と生徒の置かれた状況に応じた教育課程編成を工夫しなければならなかった。夜間部を持つ定時制課程では、教職員の一部を時間制講師として本校と分校を兼任させて補ったが、交通に支障を来しているのは教職員も同様であり、出張授業を維持するのは困難であり、併置先の小・中学校教員に講師として兼務を求めることも多かった。学校教育法第44条には、高校の定時制課程は「夜間において授業を行う課程又は特別の時期及び時間において授業を行う課程」と規定されているが、前者は戦前期の夜間中学校の流れを汲むものであり、後者は青年学校の流れを汲むものと考えられる。勤労青年教育における青年学校の比重が際だって高かった本県においては、定時制高校は青年学校の全村教育や社会教育の気風を残しており、その傾向は分校においては一層顕著であった。

一方、公民館は昭和24年(1949年)6月10日、法律第207号を以て「社会教育法」が施行されると、本県でも各小学校区に1館を目標に整備が進められ、昭和28年度(1953年)には、本館403、支館1,057の合計1,460館を設置していた。この数は、本県の小学校総数の2倍近い数であった。社会教育法第2条において、社会教育は「主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動」と定義され、公民館は「住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること(第20条)」を目的に、第22条において、公民館事業の第一に「青年学級を実施すること」が定められ、公民館を通じた国庫補助が始まった。山間僻地を多く抱え、高校定時制課程の分校運営に苦慮する雪深い農業県である新潟県にとって、公民館による青年学級の事業化は、真に時宜を得た措置であった。

公民館が青年学級を事業として取り上げたことから青年学級は急速に普及し、公民館もまた、青年学級の事業を通じて地域の中に浸透していったのである。

4.2 戦後の経済復興と青年教育との関わり

敗戦の混乱の中で、農村は外地からの引き揚げ者を受け入れ、都市部で過剰となった人口を吸収する役割を果たした。食糧増産の要請に応え、生産力増強を図り活気に満ちていた各地の農村も、農地改革後の昭和25年(1950年)を過ぎる頃から、再び二三男問題が叫ばれるようになって来た。本県の農村部では、農家の二三男は中学校を卒業するとすぐ家に入り、長男が嫁を取るまでの間、農業の手伝いをするのが普通であった。職業人としての職能が形成される10代後半から20代半ばにかけての最も大切な時期を、進学もせず、家業の手伝いだけに費やし、長男が跡を取ると、居場所を失った二三男は都会に働き口を見つけて村を後にする。それが農村に生まれた者の宿命であった。

昭和24年(1949年)から昭和26年(1951年)にかけては、年次進行で新制中学校、新制高校、新制高校定時制課程が完成年度を迎えた年である。旧制度下の在籍者の移行措置も終え、朝鮮戦争を契機とした特需もあって経済復興が進み、新学制の下で育った農家の二三男など、在村青年達の都市部への就業が本格的に始まったのである。

本県の勤労青年教育は、地域に設置した高校の定時制課程分校や、集落の公民館を通じた青年学級を中心に行われていた。新潟県の集落は、農村に集中しており、勤労青年に対する教育の拠点で

ある高校の定時制課程分校や公民館も、農村に偏在していた。そのため、農村青年が都会に流出するにつれ、都市部において青年学級の開設が盛んになり、同一企業内青年学校や同職種・同業組合による青年学級が開設され、青年学級の目的や性格にも変化が現れ始めた。

企業主や雇用主の間に、青年教室を従業員教育とする認識が広がる一方、村を離れて都会に出た従業員である勤労青年にとっては、仲間作りの場として位置付けられていったのである。産業構造が変化し、第一次産業の比率が急速に低下する中、農村においては地域の担い手である青年学級生が減少し、都会においては地域という共通の基盤を持たない未組織青年が増加していた。均しく学習の機会を求めて立ち上がった、活力あふれる青年達の集団は影を潜め、いつの間にか、勤労青年の「社会的教育」が必要な時代となり、青年団体を支えるはずの社会教育が、「青年団体育成事業」を行う事態となっていたのである。

戦後の経済復興が進むにつれて高校進学は次第に一般化し、勤労青年が減少するとともに、後期中等教育のもう一つの側面、すなわち、青年達の社会的教育をどうするかが一層重要な問題として浮かび上がったのである。

4.3 太田知事の施策と加茂農林・青年師範との関わり

農業大県である新潟県の教育に大きな影響を与えたものとして、明治36年(1903年)に開校した県立農林学校(明治39年に県立加茂農林学校に改称)の教育と、大正8年(1919年)に本県に就任した太田政弘知事の実業補習教育振興施策が挙げられる。

太田知事は、郡市町村の財政や青年団活動の振否、延いては「本県ノ文化向上生産能率ノ増進如何ニ繫ルヤ大ナリ」として、本県実業補習教育の振興に努め、大正9年(1920年)12月には訓令45号「本県実業補習教育是」を公布した。この訓令には、「社会教育ノ振興一般思想ノ善導」を徹底し、「薄資秀才兒ノ就学ニ就イテハ一段ノ励精ヲ希ハザルヲ得ズ」として、農業補習学校については尋常小学校卒業後の8年間を学齢とし、各市町村は実業補習学校を「準義務教育として、その徹底を期すること」との方針が打ち出されていた。¹⁶⁾ この訓令によって各市町村は実業補習学校の設置に踏み切り、青年夜学会が補習学校に転換されたり、女子部が新設されたりと、勤労青年教育の充実が著しく、実業補習学校専任教員の不足が深刻となっていた。

大正11年(1922年)に新潟県立農業補習学校教員養成所が附設された加茂農林学校は、新しい農業技術を究め、農村の中堅青年を教育するとの大きな期待を担って設立された学校である。当初から、現在の大学農学部に当たる高等農林専門学校への昇格を念頭に施設・設備が整備され、優秀な教授陣を揃えた、当時の中高等学校の水準を遙かに超える、日本を代表する農林学校であった。農業補習学校教員養成所は、校長以下全職員が加茂農林学校の兼務であり、昭和5年度(1930年)からは修業年限が二年に拡充された。昭和10年(1935年)に青年学校が発足すると県立青年学校教員養成所に改められ、さらに昭和19年(1944年)には官立に移管されて、新潟青年師範学校に昇格した。

師範学校に昇格後は、就学年限が三年間に延長され、学科目の全般に亘って「學行一體文武一如ノ修練ヲ旨トシ科學的知識技能ノ修得ト實驗實習ヲ重ンジ實際的修練ヲ基礎トシテ教育ノ徹底ヲ圖

ルコト」が強調された。青年師範学校昇格後も大半の教員が兼務であり、同じ校舎で加茂農林学校生徒と共に学ぶ青年師範学校の学生は、学校行事も共同で行われ、加茂農林の生徒以上に徹底して農村の指導者としての精神を鍛えていた。

戦後、青年師範学校卒業生の多くは新制中学校職業科の教員となったが、加茂農林学校卒業生には、農業高校や定時制高校農業科の教員となる者も多く、共に勤労青年教育に力を尽くした。葛巻村の葛巻村青年学園の開設を応援したのは、葛巻中学校に勤めていた青年師範一期生の片桐千代吉であり、雪深い東頸城郡にあって、安塚高校松之山分校の生徒達に勉学を奨励し、大学進学のを開いたのは、加茂農林学校から東京農大に進み、農業科教員として赴任した若杉民郎と、県立新潟高等農林専門学校(加茂農林学校から昇格・創設され新潟大学農学部の前身となった)から赴任した分校主任の村田迪雄であった。¹⁷⁾

加茂農林学校は、単なる職業学校ではなく、教室の学問と農場の実習による勤労の実践、寄宿舎の生活訓練による品性の陶冶とを一体とした人間形成を行い、昭和30年(1955年)から昭和36年(1936年)まで新潟県知事を務めた北村一男をはじめとする優れた人材を輩出した、地域を代表する中等学校であった。「農村の指導者たる智徳と行動力を兼ね備えた人格識見の確立」を目指す加茂農林学校の全人教育の精神¹⁸⁾は、戦後の勤労青年教育にも遺憾なく発揮されたのである。

5. おわりに

戦後の勤労青年教育は、新制高校の定時制課程と青年学級、公民館の三層構造を成している。それらは、学校教育としての勤労青年教育から、社会教育における勤労青年教育、社会教育へと範囲を広げ、地域全体で青年を受け止め、人間形成を図るものである。

本県においては、高校定時制課程を勤労青年教育の主軸に据えたが、山間僻村を抱える農業県の特性に配慮し、分校を手厚く配置するとともに、併置先の小・中学校、公民館事務局が一体となった一種の社会学級として運用されたことが大きな特色と言える。定時制課程の生徒は青年団員でもあり、教職員は言わば農村生活改善普及の指導者である。公民館主催の社会学級には、全職員が講師として委嘱され、生徒もまた助手として模範的实践を行っていたところが多く、高校の定時制課程分校は、教職員も生徒も、村作りの中心的な役割を果たしていた。高校の定時制課程分校と同じく、公民館も小・中学校に事務局が置かれ、施設・設備、人員の不足を助け合って運営されていた。こうした背景の下、青年学級は、婦人学級とともに社会学級に位置付けられ、公民館事業と学校教育とが全村教育として一体的に実施されていたのである。

公民館の構想が文部省社会教育局で進められていた当初、青年学校内に公民館を設置し、館長は原則として青年学校長が兼ね、青年学校職員を公民館主事とし、青年学校と公民館を真に不離一体として運営し、行き悩みの形にある地域青年学校を村の文化教育の中心機関たる「公民館」として立ち上がらせることが計画された¹⁹⁾という。この構想は実現しなかったが、青年教育における青年学校教育の比重が際立って高かった本県の戦後教育に、大きな影響を与えたと考えられる。²⁰⁾

教育とは、学校や児童・生徒のみを対象とするものではなく、青年と社会をつなぎ、大人も共に

学び合い、地域共同体を維持・発展していくための公共の営みである。その意味で、発足当初の本県の、特に山間僻地に設置された公民館は戦前期の公民教育をよく継承するものであり、定時制課程分校、青年学級、公民館は相互に補完し合う関係を築いていたと言える。高度経済成長以前の新潟県は、雪深い厳しい自然環境に生きる農業県であるが故に、強固な地域的結合と協働を必要とし、地域と学校、青年との断絶を免れたと言えるのではないだろうか。

注および参考文献

- 1) 読売新聞、昭和6年7月17日朝刊 P2 (1931)
- 2) 米田俊彦『教育審議会の研究 中等教育改革』、野間教育研究所 P547 (1994)
- 3) 大日本青少年団本部『青少年指導』、昭和18年2月号 P62 (1943)
- 4) 新潟県統計部統計課『新潟県統計書 昭和16年～昭和22年』(1949) 各表より作成
- 5) 文部省『学制百年史』資料編、株式会社ぎょうせい P220-221 第3表、P223 第4表、P226-227 第5表、P230-231 第6表、P233 第7表 (1972) より作成
- 6) 新潟県教育百年史編さん委員会『新潟県教育百年史 昭和後期編』新潟県教育委員会 P56-57 (1976)
- 7) 赤塚康雄『新制中学校成立史研究』、明治図書 P116 (1978)
- 8) 前掲書において、赤塚は「63・3制」は、「新制中学校を義務教育という枠で括った認識」であり、中等教育理念の欠落によって中学校は、「中等教育機関としての性格を確立する」ことなく歩んだと指摘している。
- 9) 新潟県教育庁学事課『新潟県教育要覧』各年度より作成
- 10) 小林文人・横山宏『公民館史資料集成』、エイデル研究所 P83 (1986)
- 11) 新潟日報事業社出版部『新潟歴史散歩 十日町・中魚沼』、新潟日報事業社出版部 P128 (1984)
- 12) 新潟県公民館連絡協議会『新潟県公民館月報第4号』、新潟県教育庁社会教育課 P8 (1953)
- 13) 見附市史編集委員会『見附市史下巻(二)』、見附市役所 P342-343 (1983)
- 14) 新潟県公民館史編集委員会『新潟県公民館史』、新潟県公民館連絡協議会 P200 (1961)
- 15) 文部省「産業教育七十年史」P576、第79表(1956)および、新潟県教職員組合「新潟県の教育」P66、(2)表(1954)より算出
- 16) 新潟県教育百年史編さん委員会『新潟県教育百年史 大正・昭和前期編』新潟県教育委員会 P206-208 (1973)
- 17) 山岸治男「農村における新制高等学校の多様な設立形態の社会的背景について」、大分大学教育福祉科学部研究紀要 21 巻 1号 P89 (1999)
- 18) 「加茂農林学校訓育一斑」、新潟県立加茂農林学校『新潟県立加茂農林学校開校十周年記念帖』(1913)
- 19) 新潟日報「地方文化の殿堂 青校に設置する「公民館」の機構」、昭和22年4月15日朝刊 P2 (1947)
- 20) 前掲『新潟県教育百年史 大正・昭和前期編』P80